

指定管理者制度導入施設の管理運営検証結果【検証シート】

			管理No.
施設の名称	酒田北港緑地	指定管理者	クリーンサービス株式会社
所在地	酒田市高砂地内	県担当課	空港港湾課
指定期間	令和5年4月1日 ～ 令和10年3月31日		
検証期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	(電話番号)	(023－630－2625)

検証項目	指定管理者による自己検証	県(施設所管課)による評価・検証	
1 仕様書等に沿った管理・運營業務の履行状況			
① 管理・運營業務の履行状況	・包括協定書、管理業務仕様書に基づき業務を実施 ・施設の利用状況に応じて増回対応の実施 ・巡回による利用者への施設の利用の注意喚起、指導の実施	評 価	《評価の理由》
		A	協定書や仕様書に基づき、施設設備の管理、保守点検及び使用管理について適正に実施されている。また、関係機関との連絡・調整にも積極的かつ丁寧に取り組んでいる。
② 管理・運営上の課題、問題点（改善すべきこと）	・浄化槽設備の不具合（浄化槽内の破損、ばっ気設備の不良） ・自由広場、炊事場での火気の取り扱い（草地での火気使用、薪・炭の使用後の消火等） ・炊事洗い場取り扱い（排水管の詰り等） ・管理棟、自由広場、駐車場、築山へのゴミの投棄・処分（持込飲食物・殻等の投棄） ・自由広場の雑草（除草回数）	《課題等の原因分析》 ・設備の経年劣化によるもの。 ・施設利用上の遵守・注意事項の周知不足によるもの。 ・常駐者がいないことにより、監視しきれないことによるもの。	
課題、問題点への今後の対応	施設機能改善に向け、不具合箇所は計画的に修繕を実施する。また、施設利用者の遵守・注意事項については、引き続き利用申込時の説明や張り紙等により周知していく。		
2 利用者からの要望等への対応			
① 意見・要望等及びその対応状況	・トイレ清掃に満足、不満足のお声を頂きました。施設に常勤者がいない、毎日の清掃でないことからある一定の衛生管理に努めます。 ・雑草の手入れ（除草）、次年度より仕様変更（増回）で利用者へより良い環境整備に努めます。	評 価	《評価の理由》
		B	意見、要望を丁寧に分析し、可能なものから随時対応がなされている。指定管理者として適切な管理がなされている。
意見・要望等への今後の対応	寄せられた意見や要望からニーズを把握のうえ可能なものから対応し、指定管理業務の範囲を超えるものについては、県と指定管理者とでその都度協議しながら、今後も利用者の利便性向上を図っていく。		
3 指定管理者制度活用の効果			
① サービスの向上	・施設利用に応じた清掃の増回、ペーパー補充の実施（環境・衛生の確保） ・トイレバイオ消臭の実施（環境・衛生の確保） ・防犯カメラの設置（施設の防犯） ・車輛による巡回警備の実施（施設利用者への安全・防犯） ・自動販売機の設置（周辺施設利用者への利便性・熱中症対策）	評 価	《評価の理由》
		A	利用者のニーズに応え、指定管理者のノウハウを活かした各種取組みがなされている。
② 経費の節減	・施設（照明・換気扇・外灯）タイマーの調整（設定）、自動販売機の稼働調整（電気料の節減） ※日没時間、施設利用時期（季節）での見直し ・巡回確認による止水（水道料の節減）	評 価	《評価の理由》
		A	施設管理全般について、経費削減に努めていると評価できる。
③ その他（地域の活性化、雇用の確保等）	・市外からの釣り人の施設利用の増加。（地域の活性化） ・小さな親切の会等、清掃活動への参加（地域貢献） ・市内業者への業務委託の発注。（雇用の確保）	評 価	《評価の理由》
		B	状況に適した対応を実施し地域の活性化に努めている。
総合的な評価	施設の経年劣化等の問題を抱えながらも、経費削減に努め、利用者ニーズに応えつつ、防犯カメラや車両巡回実施による防犯対策にも取り組むなど、指定管理者が持つノウハウを活かした管理運営に尽力している。		

【評価指標】

- A：仕様書等に定める水準を上回っている等、優れた対応がなされている。
B：概ね適正に実施されている。
C：部分的に改善等を要するところがあるが、既に対応済み又は対応見込みである。
D：仕様書等に定める水準に達しておらず、大いに改善を行う必要がある。

注）検証項目については、施設の特性等に応じて適宜追加することができるものであること。